

平成27年 8 月 5 日

株 主 各 位

富 山 市 八 日 町 3 2 6 番 地
ダ イ ト 株 式 会 社
代表取締役社長 大津賀 保信

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年 8 月24日（月曜日）午後 5 時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年 8 月25日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 富山市桜木町10番10号
富山第一ホテル 3階 白鳳の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第73期（平成26年 6 月 1 日から平成27年 5 月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（平成26年 6 月 1 日から平成27年 5 月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第 1 号 議 案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号 議 案 | 監査等委員でない取締役 4 名選任の件 |
| 第 3 号 議 案 | 監査等委員である取締役 3 名選任の件 |
| 第 4 号 議 案 | 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件 |
| 第 5 号 議 案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daitonet.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年6月1日から  
平成27年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税の影響により一時的に停滞しておりましたが、政府や日本銀行による経済・金融政策を背景とした一層の円安や株高が進行し、外需系企業を中心に改善傾向となりました。

医薬品業界におきましては、平成25年4月に厚生労働省より「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が公表され、今後は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の数量シェアを平成30年3月末までに新計算方式で60%以上を目標とすることになりました。また、平成26年4月の薬価改定から新たな算定ルールでの薬価収載となり、ジェネリック医薬品の使用促進策が更に強化されております。これらの結果、長期収載品のジェネリックシフトが加速しております。

このような状況の中、当社グループは環境の変化を見据え、医薬品市場及び取引先の様々なニーズに対応すべく、生産活動の充実を図りながら積極的な営業活動を展開してまいりました。

なお、売上高の販売品目ごとの業績は、次のとおりであります。

原薬では、解熱鎮痛消炎剤原薬、消化性潰瘍剤原薬及び高脂血症用剤原薬などのジェネリック医薬品向け原薬の販売増加となり、新薬中間体や長期収載品の原薬受託製造を含めた原薬全体の販売は堅調に推移しました。これらにより、原薬の売上高は20,973百万円（前期比6.7%増）となりました。

製剤では、一般用医薬品において、市場全体の伸び悩み等の影響もあり厳しい状況で推移いたしました。一方、医療用医薬品において自社開発のジェネリック医薬品の販売増加に加え、新薬や長期収載品の製造受託の増加があり、順調に推移いたしました。これらにより、製剤の売上高は12,725百万円（前期比14.2%増）となりました。

健康食品他につきましては、価格競争に加え個人消費の低迷等の影響により厳しい状況で推移し、売上高は359百万円（前期比7.5%減）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は34,058百万円（前期比9.2%増）となりました。

営業利益につきましては、売上高に伴う売上原価の増加や研究開発費が増加した一方で、稼働率の上昇による売上原価率低減等があった結果3,518百万円（前期比19.7%増）となりました。

経常利益につきましては、支払利息の減少があった一方、株式交付費や為替差損の増加等により3,452百万円（前期比18.2%増）となりました。また、特別損益において固定資産除却損の増加等がありましたが、当期純利益は2,246百万円（前期比24.0%増）となりました。

| 区 分       | 売 上 高     |
|-----------|-----------|
| 原 薬       | 20,973百万円 |
| 製 剤       | 12,725    |
| 健 康 食 品 他 | 359       |
| 合 計       | 34,058    |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5,352百万円であります。

その主なものは、第六製剤棟の製造設備（570百万円）、第七製剤棟の建設及び製造設備（891百万円）、第六原薬棟・第三原薬包装棟の建設及び製造設備（1,728百万円）、連結子会社である大和薬品工業株式会社の製造設備（693百万円）、連結子会社である大桐製薬（中国）有限責任会社の製剤棟建設及び製造設備（578百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,800百万円の調達をいたしました。

また、当社及び大和薬品工業株式会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額13,650百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は3,050百万円であります。

当社では、当連結会計年度中に、公募増資及び第三者割当増資を行い、総額で2,494百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 70 期<br>(平成24年5月期) | 第 71 期<br>(平成25年5月期) | 第 72 期<br>(平成26年5月期) | 第 73 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年5月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 27,151               | 28,956               | 31,196               | 34,058                            |
| 経 常 利 益(百万円)   | 2,572                | 2,541                | 2,920                | 3,452                             |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 1,389                | 1,786                | 1,811                | 2,246                             |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 115.10               | 194.13               | 166.58               | 183.51                            |
| 総 資 産(百万円)     | 29,909               | 34,762               | 36,694               | 42,305                            |
| 純 資 産(百万円)     | 11,516               | 15,073               | 16,624               | 21,854                            |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,285.82             | 1,492.10             | 1,496.91             | 1,714.75                          |

(注) 平成27年4月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っておりま  
す。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり  
当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 70 期<br>(平成24年5月期) | 第 71 期<br>(平成25年5月期) | 第 72 期<br>(平成26年5月期) | 第 73 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年5月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 26,984               | 28,825               | 31,047               | 33,907                          |
| 経 常 利 益(百万円)   | 2,167                | 2,147                | 2,426                | 3,251                           |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 1,149                | 1,511                | 1,560                | 2,114                           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 128.31               | 164.19               | 143.47               | 172.75                          |
| 総 資 産(百万円)     | 27,665               | 31,491               | 33,778               | 38,952                          |
| 純 資 産(百万円)     | 10,936               | 13,744               | 14,983               | 19,851                          |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,221.05             | 1,390.36             | 1,377.95             | 1,586.22                        |

(注) 平成27年4月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っておりま  
す。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期  
純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                          | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                |
|--------------------------------|-----------|----------|------------------------------|
| 大和薬品工業株式会社                     | 98百万円     | 100.0%   | 医薬品事業<br>・医薬品、化学薬品、工業薬品の製造販売 |
| 大 桐 製 薬 （ 中 国 ）<br>有 限 責 任 公 司 | 1,000万米ドル | 70.0%    | 健康食品、医薬品中間体及び<br>化成品の製造・販売   |

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社のほか、Daito Pharmaceuticals America, Inc. の計3社であります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、医薬品の原料である原薬から最終的な製剤までの製造・販売を幅広く行うことにより、医薬品業界における様々なニーズに応え、信頼を勝ち得てきました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、政府による医療費抑制の一環としてのジェネリック医薬品の使用促進策が引き続き実施されており、ジェネリック医薬品向けの原薬やジェネリック製剤の需要が拡大しております。他方、改正薬事法の施行を背景に近年拡大傾向にあった医薬品の製造受託市場においては、参入企業の増加による競争の激化や委託サイドの方針転換等がみられ、製造受託に係る経営環境は今後ますます厳しくなることが予測されます。また、医薬品業界において、グローバルなレベルでの各社の経営統合が進行していることや、外資系企業の国内参入が本格的に進行していることもあり、予断の許されない状況であります。

こうした環境の中、今後当社グループがさらなる成長を遂げるため、原薬事業の生産体制につきましては、当社及び子会社の大和薬品工業株式会社並びに出資先である千輝薬業(安徽)有限責任公司との生産体制の再構築を図り、また、製剤事業の生産体制につきましては、当社及び子会社の大桐製薬(中国)有限責任公司との連携強化を図ることを含めて以下の事項が重要な課題であると認識しております。

## ① ジェネリック医薬品市場の拡大への対応

近年、わが国においては、高齢化社会の進展に伴い、国民医療費は長期にわたり増加傾向にあり、医療費を抑制するための政府の重点施策としてジェネリック医薬品（後発品）の使用促進が行われております。政府は、ジェネリック医薬品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上に引き上げることを新たな目標に掲げ、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進のための取組みについてもモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要な推進策を適宜行っているため、ジェネリック医薬品市場が拡大傾向にあるものと、当社グループでは考えております。

そうした中で、当社グループは、原薬及び製剤の新たなジェネリック品目のタイムリーな研究開発を促進するとともに、生産設備の拡充及び生産効率の向上に努め、収益の拡大を図っていく方針であります。

## ② 高薬理活性領域への対応

当社グループでは、内服用の固形製剤を中心とした製造を行っておりますが、今後の事業拡大を図るとき、新しい薬効領域への取組みが必要であると考えております。

その中でも、市場の急速な拡大が見込まれる抗癌剤等の高薬理活性領域への取組みを重要視しております。当社は、その取組みの一環として、平成26年12月に本社構内において高薬理活性固形製剤を製造する製剤棟を竣工いたしました。これにより高薬理活性固形製剤の治験薬製造及び製剤から包装までの一貫製造が可能な体制を完備してまいります。

当該領域においては、海外企業との連携の強化を図るとともに、研究開発体制、品質保証体制及び販売体制のより一層の整備・強化を行い、事業展開を充実させていく方針であります。

### ③ 新規製造受託の推進

医薬品の製造受託市場は、企業間競争の激化や各社の方針転換等がみられるものの、全体としては拡大傾向にあります。そうした中で、当社グループは、医療用医薬品を中心として、原薬・製剤共に外資系メーカーや国内大手メーカーからの新規製造受託の獲得に努め、生産設備を最大限に活用することにより、収益の拡大を図っていく方針であります。

### ④ 海外展開の強化

当社グループでは、国内市場における継続的な事業の拡大を図っておりますが、中長期的な視野から当社グループのさらなる成長を図るとき、海外市場への進出が重要であると考えております。

現在のところ、米国、中国の2大市場を主なターゲットとし、製剤の販売承認の早期取得に向け、鋭意準備を進めております。今後は、販売体制の整備や、さらなる候補品目の選定及び開発を推進させていく方針であります。

なお、中国においては、当社子会社の大桐製薬(中国)有限責任公司にて、平成26年11月に製剤工場が竣工しました。中国市場での販売を目指すとともに、日本からの製造委託も視野に入れ、工場の安定稼働を図る方針であります。

### ⑤ 人材の確保・育成

当社グループでは、医療用医薬品から一般用医薬品に至る原薬及び製剤の製造販売、仕入販売、製造受託といった多岐にわたる事業展開を行っており、こうした中で事業の拡大を図るためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠であります。今後においては特に、海外展開や高薬理活性領域に係る研究開発業務及び各種申請業務等に精通した人材の確保と育成が必須であり、これらを含め、グループ全体としての組織体制の強化を図っていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年 5 月31日現在）

| 事業部門  | 主 要 製 品     |
|-------|-------------|
| 医薬品事業 | 原薬、製剤、健康食品他 |

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年 5 月31日現在）

① 当社の主要な事業所

|       |         |
|-------|---------|
| 本 社   | 富山県富山市  |
| 東京支店  | 東京都千代田区 |
| 大阪支店  | 大阪市中央区  |
| 工 場   | 富山県富山市  |
| 研 究 所 | 富山県富山市  |

② 子会社

|                                        |         |
|----------------------------------------|---------|
| 大和薬品工業株式会社                             | 富山県富山市  |
| Daito Pharmaceuticals<br>America, Inc. | アメリカ合衆国 |
| 大 桐 製 薬（中国）<br>有 限 責 任 公 司             | 中華人民共和国 |

(7) 使用人の状況（平成27年 5 月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門  | 使 用 人 数    | 前連結会計年度末比増減 |
|-------|------------|-------------|
| 医薬品事業 | 664 (32) 名 | 49名増 (1名減)  |
| 合 計   | 664 (32) 名 | 49名増 (1名減)  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|------------|---------|-------------|
| 536 (31) 名 | 31名増 (1名減) | 38.1歳   | 10.7年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年5月31日現在）

| 借入先           | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社北陸銀行      | 2,126百万円 |
| 株式会社北國銀行      | 1,623    |
| 株式会社富山第一銀行    | 1,555    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,078    |
| 株式会社福井銀行      | 1,065    |
| 株式会社三井住友銀行    | 993      |
| 株式会社日本政策投資銀行  | 425      |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 68       |
| 日本生命保険相互会社    | 20       |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年5月31日現在）

① 発行可能株式総数 30,800,000株

（注）平成27年4月1日付にて実施した株式分割（1株を1.1株に分割）に伴い発行可能株式総数は2,800,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 12,519,064株

（注）平成26年7月29日に実施した公募による新株式の発行1,300,000株、平成26年8月27日に実施した第三者割当による新株式の発行195,000株及び平成27年4月1日に実施した株式分割1,138,096株により、発行済株式の総数は2,633,096株増加しております。

③ 株主数 3,659名

④ 大株主

| 株 主 名                                                                                  | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                              | 1,017,600株 | 8.13%   |
| 笹 山 眞 治 郎                                                                              | 444,598    | 3.55    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                                | 397,700    | 3.17    |
| 大 津 賀 保 信                                                                              | 315,269    | 2.51    |
| ダ イ ト 従 業 員 持 株 会                                                                      | 299,470    | 2.39    |
| BNP PARIBAS<br>SECURITIES<br>SERVICES<br>LUXEMBOURG/JASDEC<br>/FIM/LUXEMBOURG<br>FUNDS | 280,000    | 2.23    |
| 内 外 エ ス テ ー ト 株 式 会 社                                                                  | 203,208    | 1.62    |
| CREDIT SUISSE<br>SECURITIES<br>(EUROPE) LIMITED<br>PB OMNIBUS CLIENT<br>ACCOUNT        | 176,410    | 1.40    |
| MELLON BANK、N. A.<br>AS AGENT FOR ITS<br>CLIENT MELLON<br>OMNIBUS US<br>PENSION        | 123,980    | 0.99    |
| CHASE MANHATTAN<br>BANK GTS CLIENTS<br>ACCOUNT ESCROW                                  | 122,120    | 0.97    |

（注） 持株比率は自己株式（3,834株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年5月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                  |
|-----------|---------|-------------------------------|
| 代表取締役会長   | 奈良井 佳 洋 |                               |
| 代表取締役社長   | 大津賀 保 信 |                               |
| 取 締 役     | 加 藤 英 之 | 専務執行役員営業統括                    |
| 取 締 役     | 菊 田 潤 一 | 専務執行役員生産本部・信頼性保証本部統括兼研究開発本部長  |
| 常 勤 監 査 役 | 津 田 道 夫 | 大和薬品工業株式会社監査役                 |
| 監 査 役     | 堀 仁 志   | 堀税理士法人代表社員<br>日医工株式会社社外監査役    |
| 監 査 役     | 山 本 一 三 | 山本一三法律事務所所長<br>株式会社リッチェル社外監査役 |

- (注) 1. 監査役堀仁志氏及び監査役山本一三氏は、社外監査役であります。
2. 監査役堀仁志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役堀仁志氏及び監査役山本一三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支給人数     | 支給額         |
|--------------------|----------|-------------|
| 取 締 役              | 4名       | 128百万円      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2) | 31<br>(11)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7<br>(2) | 159<br>(11) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年8月28日開催の第70回定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成24年8月28日開催の第70回定時株主総会において、年額7千万円以内と決議いただいております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役堀仁志氏は、堀税理士法人の代表社員であり、日医工株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は日医工株式会社との間に製品販売等の取引関係があり、堀税理士法人との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役山本一三氏は、山本一三法律事務所の所長であり、株式会社リッチェルの社外監査役を兼務しております。なお、当社と山本一三法律事務所及び株式会社リッチェルとの間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                                                                                            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 堀 仁 志   | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 山 本 一 三 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。                                               |

### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### ⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったこともあり、当事業年度末において社外取締役を置いておりません。

但し、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化を踏まえて、平成27年8月25日開催予定の第73回定時株主総会に監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更議案及び社外取締役（監査等委員）候補者を含む議案を上程いたします。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任 あずさ監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 33,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,500   |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会が、会計監査人の上記の報酬等に同意しました。監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を可としたからです。

##### ③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」について「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月9日開催の取締役会の決議により内容を一部改定しております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「ダイト・コンプライアンス行動基準」を定めるとともに「コンプライアンス推進規程」を定め、管理本部長をコンプライアンス・オフィサーに任命し、コンプライアンス委員会を設け、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を敷いています。

さらに、コンプライアンス委員会事務局を管理本部とし、役職別の研修会や年2回開催される総合会議時には法令遵守・企業倫理遵守の啓蒙活動などの諸施策を推進する体制にあります。

また、内部通報システムを定め、コンプライアンスの実践に活用し、通報者の保護を図っています。併せて、「財務報告に係わる内部統制基本規程」を制定し、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性及び効率性の向上を評価した運用を行っています。さらに当社では反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として「反社会的勢力への予防・対応マニュアル」を制定し重要施策として取り組んでいます。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報の管理体制と情報の取扱いに関し「情報セキュリティ規程」「文書取扱規程」「企業機密管理規程」等の情報管理規定において、情報の保存・管理等に関する体制を定めており、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理についても、これらの規定に基づいて保存・管理等を行っています。具体的には、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書または電磁的記録の方法により、適切に管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理規程」を制定し、代表取締役を委員長とした危機管理委員会を設け、各本部長及び管理部門、内部監査室などが委員会のメンバーとなり、損失の危険の管理に関する検討体制を敷いています。

具体的には、万一発生する可能性のある天災や新型インフルエンザ等に備えた、全社的に対応する体制の整備を行い、各種リスクを定性、定量的に把握する体制の整備と人材の育成等を計画的に実行しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」「業務組織規程」「職務権限規程」「稟議規程」その他の職務権限、意思決定ルールを定める社内規定により、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保しています。

具体的には、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限を定め、当社全体として取締役の職務執行の効率性を確保しています。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、役割と責任を明確にし、業務執行のスピードアップを図るため、執行役員制度を導入しています。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は「ダイト・コンプライアンス行動基準」の共有をはかるとともに、子会社においても現地の法令や各社の業態にあわせた推進をはかり、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

また、当社は、「関係会社管理規程」を設け、管理本部長を責任者としてグループ会社において生ずる一定の重要事項は当社の取締役会においても報告し、その承認を得るなど、適切に管理する体制を敷いています。

更に、当社及びグループ会社一体となった内部統制の維持・向上に努めるほか、グループ会社に対して当社の内部監査室による監査を計画的に実施して、その結果を取締役及び監査役に報告する体制にあります。

当社より関係会社に対して、取締役あるいは監査役（いずれも非常勤を含む）を派遣し、関係会社との連携を強化し業務の適正を確保しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、監査役から職務を補助すべき使用人を求められた場合は、監査役付とし、専任の使用人とし、監査役が指示した監査に関する業務については、監査役の指揮命令に従うものとし、当社及び当社グループ会社の取締役等の指揮命令権は及ばないものとしています。その人事については監査役会の承認を要し、その人事異動、評価等は監査役会の同意を得て行うことにしています。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「監査役監査規程」を設け、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人又は、これらの者から報告を受けた者から監査役に通知・報告する体制を定め、また、常勤監査役が経営会議その他の重要会議に出席するなどし、監査役の監査が実効的に行われる体制を確保しています。また、当該役職員が監査役に通知・報告を行ったことを理由として、その通知・報告者に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役職員に周知徹底することとしています。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等に充てるため、毎期監査役会の決議に基づく予算を設けることとしております。また、監査役がその職務の執行上、弁護士、公認会計士等の専門家の意見、アドバイス等を得る必要があると判断し、依頼するなどして生じる費用又は債務については、すみやかに当該費用又は債務を処理することとしています。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取組につきましては、「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しております。

その主な取組としては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、当社役職員（一部の子会社を含む）を対象とした研修を実施しました。

また、「財務報告に係る内部統制に関する実施計画書」に基づき、業務プロセスに係る内部統制の運用状況の評価等を実施しました。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下のとおりであります。

当社は、効率のかつ透明性の高い経営を行い、経営資源の最適配分を通じて、競争力、収益力を高めることで安定的な成長を目指し、企業価値のさらなる向上を図ることが、株主の皆様からの負託に応えることになるものと考えております。

したがいまして、現時点で買収防衛策は導入しておりません。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業価値の持続的増大と、それによる株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として位置づけしております。株主の皆様への利益還元は、当該期の業績に加えて、今後の成長投資や財務体質の強化を考慮して、安定的に配当を実施していくことを重視しております。

当社は、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、取締役会決議により1株当たり配当金を15円とさせていただきます。すでに、平成27年2月2日実施済みの中間配当金1株当たり15円と合わせまして、年間配当金は1株当たり30円の配当となります。

なお、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業拡大を図るため、有効に投資してまいりたいと考えております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 5月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部              |                   |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>21,716,752</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>15,985,887</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,918,749         | 支払手形及び買掛金            | 4,176,774         |
| 受取手形及び売掛金          | 9,864,970         | 短 期 借 入 金            | 3,050,000         |
| 電 子 記 録 債 権        | 3,254,881         | 一年内返済予定の長期借入金        | 2,472,456         |
| 商 品 及 び 製 品        | 835,982           | リ ー ス 債 務            | 228,912           |
| 仕 掛 品              | 2,250,379         | 電 子 記 録 債 務          | 464,734           |
| 原材料及び貯蔵品           | 2,265,943         | 未 払 法 人 税 等          | 821,779           |
| 繰 延 税 金 資 産        | 457,581           | 賞 与 引 当 金            | 75,665            |
| ファクタリング債権          | 608,403           | 返品調整引当金              | 9,938             |
| そ の 他              | 307,525           | 未 払 金                | 1,155,297         |
| 貸 倒 引 当 金          | △47,664           | 未 払 費 用              | 564,886           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>20,588,402</b> | ファクタリング債務            | 2,501,018         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>16,440,597</b> | 設備関係支払手形             | 315,106           |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 7,335,340         | そ の 他                | 149,317           |
| 機械装置及び運搬具          | 4,353,668         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>4,464,647</b>  |
| 土 地                | 1,370,431         | 長 期 借 入 金            | 3,434,698         |
| リ ー ス 資 産          | 243,602           | リ ー ス 債 務            | 57,336            |
| 建 設 仮 勘 定          | 2,800,539         | 繰 延 税 金 負 債          | 660,938           |
| そ の 他              | 337,014           | 退職給付に係る負債            | 195,950           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>521,893</b>    | そ の 他                | 115,724           |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 259,454           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>20,450,535</b> |
| そ の 他              | 262,438           | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>3,625,911</b>  | <b>株 主 資 本</b>       | <b>19,751,262</b> |
| 投 資 有 価 証 券        | 3,358,453         | 資 本 金                | 4,367,774         |
| 繰 延 税 金 資 産        | 32,804            | 資 本 剰 余 金            | 4,253,965         |
| そ の 他              | 258,806           | 利 益 剰 余 金            | 11,138,297        |
| 貸 倒 引 当 金          | △24,153           | 自 己 株 式              | △8,775            |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>42,305,155</b> | その他の包括利益累計額          | 1,709,254         |
|                    |                   | その他有価証券評価差額金         | 1,339,798         |
|                    |                   | 為替換算調整勘定             | 356,091           |
|                    |                   | 退職給付に係る調整累計額         | 13,364            |
|                    |                   | <b>少 数 株 主 持 分</b>   | <b>394,103</b>    |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>21,854,620</b> |
|                    |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>42,305,155</b> |

# 連結損益計算書

(平成26年6月1日から)  
(平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額       |            |
|----------------|-----------|------------|
| 売上高            |           | 34,058,658 |
| 売上原価           |           | 26,990,400 |
| 売上総利益          |           | 7,068,258  |
| 返品調整引当金戻入額     |           | 3,708      |
| 差引売上総利益        |           | 7,071,966  |
| 販売費及び一般管理費     |           | 3,552,994  |
| 営業利益           |           | 3,518,971  |
| 営業外収益          |           |            |
| 受取利息           | 12,751    |            |
| 受取配当金          | 54,671    |            |
| 受取賃貸料          | 16,713    |            |
| 受取保証料          | 13,694    |            |
| その他の           | 22,475    | 120,306    |
| 営業外費用          |           |            |
| 支払利息           | 58,447    |            |
| 為替差損           | 95,946    |            |
| 株式交付費          | 19,499    |            |
| その他の           | 12,843    | 186,736    |
| 経常利益           |           | 3,452,541  |
| 特別利益           |           |            |
| 固定資産売却益        | 13,267    |            |
| 投資有価証券売却益      | 76,632    | 89,899     |
| 特別損失           |           |            |
| 固定資産除却損        | 167,829   |            |
| その他の           | 1,774     | 169,603    |
| 税金等調整前当期純利益    |           | 3,372,837  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,275,457 |            |
| 法人税等調整額        | △139,036  | 1,136,421  |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |           | 2,236,416  |
| 少数株主損失         |           | △9,705     |
| 当期純利益          |           | 2,246,122  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から)  
(平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |            |         |            |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|---------|------------|
|                           | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                 | 3,120,301 | 3,006,492 | 9,342,837  | △503    | 15,469,128 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |           |           | 16,612     |         | 16,612     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 3,120,301 | 3,006,492 | 9,359,450  | △503    | 15,485,741 |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当               |           |           | △467,274   |         | △467,274   |
| 当 期 純 利 益                 |           |           | 2,246,122  |         | 2,246,122  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |           |           |            | △8,272  | △8,272     |
| 新 株 の 発 行                 | 1,247,472 | 1,247,472 |            |         | 2,494,945  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |         |            |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 1,247,472 | 1,247,472 | 1,778,847  | △8,272  | 4,265,520  |
| 当 期 末 残 高                 | 4,367,774 | 4,253,965 | 11,138,297 | △8,775  | 19,751,262 |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                  |                   | 少数株主持分  | 純資産合計      |
|---------------------------|-----------------------|--------------|------------------|-------------------|---------|------------|
|                           | その他の有価証券<br>評価差額金     | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |            |
| 当 期 首 残 高                 | 622,146               | 220,657      | △34,314          | 808,489           | 347,012 | 16,624,630 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |                       |              |                  |                   |         | 16,612     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 622,146               | 220,657      | △34,314          | 808,489           | 347,012 | 16,641,242 |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |              |                  |                   |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当               |                       |              |                  |                   |         | △467,274   |
| 当 期 純 利 益                 |                       |              |                  |                   |         | 2,246,122  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                       |              |                  |                   |         | △8,272     |
| 新 株 の 発 行                 |                       |              |                  |                   |         | 2,494,945  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 717,652               | 135,433      | 47,678           | 900,764           | 47,091  | 947,856    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 717,652               | 135,433      | 47,678           | 900,764           | 47,091  | 5,213,377  |
| 当 期 末 残 高                 | 1,339,798             | 356,091      | 13,364           | 1,709,254         | 394,103 | 21,854,620 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- |           |                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| ・連結子会社の数  | 3社                                                                  |
| ・連結子会社の名称 | 大和薬品工業株式会社<br>Daito Pharmaceuticals America, Inc.<br>大桐製薬（中国）有限責任公司 |

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大和薬品工業株式会社及びDaito Pharmaceuticals America, Inc. の事業年度は、連結会計年度と一致しております。大桐製薬（中国）有限責任会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、3月31日現在における仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

- |          |                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------|
| ・時価のあるもの | 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。                                                |

###### ロ. たな卸資産

- |                 |                                                          |
|-----------------|----------------------------------------------------------|
| ・商品及び製品、原材料、仕掛品 | 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ・貯蔵品            | 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。     |

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 5年～55年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3年～8年  |

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、定額法を採用しております。残存価額は、リース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品実績を基に算出した必要額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

発生の翌連結会計年度に一括処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中の平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
|-----------|-------------------------------|

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が25,707千円減少し、利益剰余金が16,612千円増加しております。また、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産並びに担保付債務

#### ① 担保資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 213,459千円 |
| 土地      | 286,529千円 |
| 投資有価証券  | 444,720千円 |
| 計       | 944,708千円 |

#### ② 担保付債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 支払手形及び買掛金     | 19,641千円  |
| 一年内返済予定の長期借入金 | 50,760千円  |
| 長期借入金         | 62,920千円  |
| 債務保証          | 67,935千円  |
| 計             | 201,257千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,638,483千円

(3) 有形固定資産に係る国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額は、建物及び構築物403,499千円であります。

### (4) 偶発債務

#### 債務保証

以下の会社の武田薬品工業株式会社からの買掛債務に対して、債務保証を行っております。

| 保証先           | 金額       |
|---------------|----------|
| (株)富士薬品       | 25,700千円 |
| アボットジャパン(株)   | 12,422千円 |
| テイカ製薬(株)      | 8,383千円  |
| 東洋製薬化成(株)     | 8,188千円  |
| キョーリンリメディオ(株) | 6,561千円  |
| 第一薬品工業(株)     | 2,843千円  |
| 佐藤薬品工業(株)     | 1,877千円  |
| 日医工(株)        | 804千円    |
| 常盤薬品工業(株)     | 536千円    |
| (株)パナケイア製薬    | 482千円    |
| 富山薬品(株)       | 134千円    |
| 合計            | 67,935千円 |

(5) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行９行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|              |              |
|--------------|--------------|
| 当座貸越極度額及び    |              |
| 貸出コミットメントの総額 | 13,650,000千円 |
| 借入実行残高       | 3,050,000千円  |
| 差引額          | 10,600,000千円 |

(6) 連結会計年度末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

|        |           |
|--------|-----------|
| 受取手形   | 87,868千円  |
| 電子記録債権 | 164,914千円 |
| 支払手形   | 140,034千円 |
| 設備支払手形 | 8,993千円   |
| 電子記録債務 | 144,034千円 |

3. 連結損益計算書に関する注記

たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

43,718千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 9,885,968株    | 2,633,096株   | 一株           | 12,519,064株  |

(注)当連結会計年度増加株式数は、平成26年7月29日に実施した公募による新株式の発行1,300,000株、平成26年8月27日に実施した第三者割当による新株式の発行195,000株及び平成27年4月1日に行った株式分割による増加1,138,096株によるものです。

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 411株          | 3,423株       | 一株           | 3,834株       |

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り3,310株、株式分割による増加43株及び株式分割により生じた1株未満の端株買取り70株によるものであります。

##### (3) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日       | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成26年8月28日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 296,566        | 30              | 平成26年5月31日  | 平成26年8月29日 |
| 平成27年1月9日<br>取 締 役 会      | 普通株式  | 170,707        | 15              | 平成26年11月30日 | 平成27年2月2日  |

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年7月10日開催の取締役会において次のとおり決議する予定であります。

- ・配当金の総額 187,728千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 平成27年5月31日
- ・効力発生日 平成27年8月6日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、原材料の輸入取引に係る為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権並びにファクタリング債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びにファクタリング債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。原材料の輸入取引には外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、資金担当部門が決済責任者の承認を得て実施しており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。そのため、相手先との契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

また、営業債権は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|             | 連結貸借対照表計上額<br>(*) | 時 価 ( * )   | 差 額  |
|-------------|-------------------|-------------|------|
| ① 現金及び預金    | 1,918,749         | 1,918,749   | —    |
| ② 受取手形及び売掛金 | 9,864,970         | 9,864,970   | —    |
| ③ 電子記録債権    | 3,254,881         | 3,254,881   | —    |
| ④ ファクタリング債権 | 608,403           | 608,403     | —    |
| ⑤ 投資有価証券    |                   |             |      |
| その他有価証券     | 3,078,064         | 3,078,064   | —    |
| ⑥ 支払手形及び買掛金 | (4,176,774)       | (4,176,774) | —    |
| ⑦ 電子記録債務    | (464,734)         | (464,734)   | —    |
| ⑧ 短期借入金     | (3,050,000)       | (3,050,000) | —    |
| ⑨ 未払法人税等    | (821,779)         | (821,779)   | —    |
| ⑩ 未払金       | (1,155,297)       | (1,155,297) | —    |
| ⑪ ファクタリング債務 | (2,501,018)       | (2,501,018) | —    |
| ⑫ 設備関係支払手形  | (315,106)         | (315,106)   | —    |
| ⑬ 長期借入金     | (5,907,154)       | (5,908,086) | 932  |
| ⑭ リース債務     | (286,249)         | (285,585)   | △663 |

(\*)負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③電子記録債権並びに④ファクタリング債権

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

時価については、株式の取引所の価格によっております。

⑥支払手形及び買掛金、⑦電子記録債務、⑧短期借入金、⑨未払法人税等、⑩未払金、⑪ファクタリング債務並びに⑫設備関係支払手形

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑬長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### ⑭リース債務

時価については、主として元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式 280,389千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤投資有価証券」には含めておりません。

#### 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,714円75銭

(2) 1株当たり当期純利益 183円51銭

(注) 平成27年4月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

#### 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 5月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>20,790,096</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>14,929,009</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,693,060         | 支 払 手 形                 | 798,275           |
| 受 取 手 形                | 2,115,363         | 買 掛 金                   | 2,886,852         |
| 電 子 記 録 債 権            | 3,254,881         | 電 子 記 録 債 務             | 464,734           |
| 売 掛 金                  | 7,576,892         | 短 期 借 入 金               | 3,050,000         |
| 商 品 及 び 製 品            | 744,584           | 一年内返済予定の長期借入金           | 2,406,226         |
| 仕 掛 品                  | 1,571,534         | リ ー ス 債 務               | 193,678           |
| 原材料及び貯蔵品               | 1,956,400         | 未 払 金                   | 943,904           |
| 短 期 貸 付 金              | 440,000           | 未 払 費 用                 | 523,711           |
| 一年内回収予定の長期貸付金          | 304,872           | 未 払 消 費 税 等             | 109,861           |
| 前 払 費 用                | 8,684             | 未 払 法 人 税 等             | 820,949           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 414,740           | 預 り 金                   | 21,168            |
| ファクタリング債権              | 608,403           | 賞 与 引 当 金               | 31,565            |
| そ の 他                  | 148,342           | 返 品 調 整 引 当 金           | 9,938             |
| 貸 倒 引 当 金              | △47,664           | ファクタリング債務               | 2,501,018         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>18,162,180</b> | 設備関係支払手形                | 160,800           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>12,679,182</b> | そ の 他                   | 6,323             |
| 建 築 物                  | 5,783,524         | <b>固 定 負 債</b>          | <b>4,171,304</b>  |
| 構 築 物                  | 165,881           | 長 期 借 入 金               | 3,357,458         |
| 機 械 及 び 装 置            | 3,387,063         | リ ー ス 債 務               | 15,958            |
| 車 両 運 搬 具              | 1,401             | 退 職 給 付 引 当 金           | 123,895           |
| 工具、器具及び備品              | 313,609           | 資 産 除 去 債 務             | 105,608           |
| 土 地                    | 1,064,085         | 繰 延 税 金 負 債 他           | 563,895           |
| リ ー ス 資 産              | 171,935           | そ の 他                   | 4,487             |
| 建 設 仮 勘 定              | 1,791,681         | <b>負 債 合 計</b>          | <b>19,100,313</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>313,522</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| 借 地 権                  | 56,598            | <b>株 主 資 本</b>          | <b>18,512,165</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 254,029           | 資 本 金                   | 4,367,774         |
| そ の 他                  | 2,894             | 資 本 剰 余 金               | 4,253,965         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>5,169,476</b>  | 資 本 準 備 金               | 4,253,965         |
| 投 資 有 価 証 券            | 3,358,453         | 利 益 剰 余 金               | 9,899,200         |
| 関 係 会 社 株 式            | 842,102           | 利 益 準 備 金               | 34,375            |
| 出 資 金                  | 555               | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 9,864,825         |
| 長 期 貸 付 金              | 765,276           | 特 別 償 却 準 備 金           | 85,592            |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 2,826             | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 9,779,233         |
| 長 期 前 払 費 用            | 6,889             | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△8,775</b>     |
| 保 証 金                  | 137,320           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>1,339,798</b>  |
| 保 険 積 立 金              | 72,508            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,339,798         |
| そ の 他                  | 7,696             | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>19,851,963</b> |
| 貸 倒 引 当 金              | △24,153           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>38,952,277</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>38,952,277</b> |                         |                   |

# 損 益 計 算 書

(平成26年 6 月 1 日から)  
(平成27年 5 月 31 日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |            |
|-----------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                 |           | 33,907,697 |
| 売 上 原 価               |           | 27,400,572 |
| 売 上 総 利 益             |           | 6,507,125  |
| 返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額   |           | 3,708      |
| 差 引 売 上 総 利 益         |           | 6,510,834  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 3,287,832  |
| 営 業 利 益               |           | 3,223,001  |
| 営 業 外 収 益             |           |            |
| 受 取 利 息               | 7,235     |            |
| 受 取 配 当 金             | 107,213   |            |
| 受 取 賃 貸 料             | 16,713    |            |
| 受 取 保 証 料             | 13,694    |            |
| そ の 他                 | 20,099    | 164,955    |
| 営 業 外 費 用             |           |            |
| 支 払 利 息               | 52,406    |            |
| 株 式 交 付 費             | 19,499    |            |
| 為 替 差 損               | 57,083    |            |
| そ の 他                 | 7,622     | 136,612    |
| 経 常 利 益               |           | 3,251,345  |
| 特 別 利 益               |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 13,267    |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 76,632    | 89,899     |
| 特 別 損 失               |           |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 161,733   |            |
| そ の 他                 | 1,774     | 163,508    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 3,177,736  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,208,000 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △144,633  | 1,063,367  |
| 当 期 純 利 益             |           | 2,114,369  |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から)  
(平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |              |           |               |                           |              |        |            |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|---------------|---------------------------|--------------|--------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     |              | 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金     |                           |              | 自己株式   | 株 主 資 本 計  |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 |           | 特別償却<br>準 備 金 | その他利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |        |            |
|                         |           |           |              |           |               |                           |              |        |            |
| 当 期 首 残 高               | 3,120,301 | 3,006,492 | 3,006,492    | 34,375    | 108,952       | 8,092,165                 | 8,235,493    | △503   | 14,361,784 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |           |           |              |           |               | 16,612                    | 16,612       |        | 16,612     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 3,120,301 | 3,006,492 | 3,006,492    | 34,375    | 108,952       | 8,108,778                 | 8,252,105    | △503   | 14,378,396 |
| 事業年度中の変動額               |           |           |              |           |               |                           |              |        |            |
| 特別償却準備金の取崩              |           |           |              |           | △27,238       | 27,238                    | －            |        | －          |
| 税率変更による調整額              |           |           |              |           | 3,877         | △3,877                    | －            |        | －          |
| 剰余金の配当                  |           |           |              |           |               | △467,274                  | △467,274     |        | △467,274   |
| 当期純利益                   |           |           |              |           |               | 2,114,369                 | 2,114,369    |        | 2,114,369  |
| 自己株式の取得                 |           |           |              |           |               |                           |              | △8,272 | △8,272     |
| 新 株 の 発 行               | 1,247,472 | 1,247,472 | 1,247,472    |           |               |                           |              |        | 2,494,945  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |              |           |               |                           |              |        |            |
| 事業年度中の変動額合計             | 1,247,472 | 1,247,472 | 1,247,472    | －         | △23,360       | 1,670,455                 | 1,647,095    | △8,272 | 4,133,768  |
| 当 期 末 残 高               | 4,367,774 | 4,253,965 | 4,253,965    | 34,375    | 85,592        | 9,779,233                 | 9,899,200    | △8,775 | 18,512,165 |

|                             | 評価・換算差額等            |                | 純 資 産<br>合 計 |
|-----------------------------|---------------------|----------------|--------------|
|                             | その他有価<br>証券評価差<br>額 | 評価・換算<br>差額等合計 |              |
| 当 期 首 残 高                   | 622,146             | 622,146        | 14,983,930   |
| 会計方針の変更による累<br>積 的 影 響 額    |                     |                | 16,612       |
| 会計方針の変更を反<br>映した当期首残高       | 622,146             | 622,146        | 15,000,542   |
| 事業年度中の変動額                   |                     |                |              |
| 特別償却準備金<br>の 取 崩            |                     |                | —            |
| 税率変更による調<br>整 額             |                     |                | —            |
| 剰余金の配当                      |                     |                | △467,274     |
| 当 期 純 利 益                   |                     |                | 2,114,369    |
| 自己株式の取得                     |                     |                | △8,272       |
| 新 株 の 発 行                   |                     |                | 2,494,945    |
| 株主資本以外の項目の事<br>業年度中の変動額(純額) | 717,652             | 717,652        | 717,652      |
| 事業年度中の変動額合計                 | 717,652             | 717,652        | 4,851,421    |
| 当 期 末 残 高                   | 1,339,798           | 1,339,798      | 19,851,963   |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

・会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産

・商品及び製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 5年～55年

機械及び装置 3年～8年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、定額法を採用しております。残存価額は、リース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品実績を基に算出した必要額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が25,707千円減少し、利益剰余金が16,612千円増加しております。また、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産並びに担保付債務

#### ① 担保資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 投資有価証券 | 444,720千円 |
| 計      | 444,720千円 |

#### ② 担保付債務

|      |          |
|------|----------|
| 買掛金  | 19,641千円 |
| 債務保証 | 67,935千円 |
| 計    | 87,577千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,352,813千円

(3) 有形固定資産に係る国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額は、建物403,499千円であります。

### (4) 偶発債務

#### 債務保証

下記の会社の武田薬品工業株式会社からの買掛債務に対して、債務保証を行っております。

| 保証先           | 金額       |
|---------------|----------|
| (株)富士薬品       | 25,700千円 |
| アボットジャパン(株)   | 12,422千円 |
| テイカ製薬(株)      | 8,383千円  |
| 東洋製薬化成(株)     | 8,188千円  |
| キョーリンリメディオ(株) | 6,561千円  |
| 第一薬品工業(株)     | 2,843千円  |
| 佐藤薬品工業(株)     | 1,877千円  |
| 日医工(株)        | 804千円    |
| 常盤薬品工業(株)     | 536千円    |
| (株)パナケイア製薬    | 482千円    |
| 富山薬品(株)       | 134千円    |
| 合計            | 67,935千円 |

(5) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社では、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|              |              |
|--------------|--------------|
| 当座貸越極度額及び    |              |
| 貸出コミットメントの総額 | 12,950,000千円 |
| 借入実行残高       | 3,050,000千円  |
| 差引額          | 9,900,000千円  |

(6) 事業年度末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

|        |           |
|--------|-----------|
| 受取手形   | 87,868千円  |
| 電子記録債権 | 164,914千円 |
| 支払手形   | 140,034千円 |
| 設備支払手形 | 8,993千円   |
| 電子記録債務 | 144,034千円 |

(7) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

|          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 770,257千円 |
| ② 長期金銭債権 | 765,276千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 289,935千円 |

### 3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 売上高        | 112,463千円   |
| ② 仕入高        | 4,460,328千円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 45,842千円    |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 59,785千円    |

(2) たな卸資産評価損

たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

42,076千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 411株        | 3,423株     | 一株         | 3,834株     |

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り3,310株、株式分割による増加43株及び株式分割により生じた1株未満の端株買取り70株によるものであります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 研究開発費            | 150,770千円 |
| 賞与引当金及び未払費用（賞与他） | 139,138千円 |
| 未払事業税            | 62,442千円  |
| たな卸資産            | 51,069千円  |
| 退職給付引当金          | 39,768千円  |
| その他              | 125,767千円 |

繰延税金資産小計 568,955千円

評価性引当額 △70,179千円

繰延税金資産合計 498,776千円

繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | 587,993千円 |
| 特別償却準備金      | 40,861千円  |
| その他          | 19,077千円  |

繰延税金負債合計 647,931千円

繰延税金負債の純額 149,155千円

##### (2) 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.82%に、平成28年6月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が32,350千円、繰延税金負債が58,208千円それぞれ減少し、法人税等調整額が35,031千円、その他有価証券評価差額金が60,890千円それぞれ増加しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、機械及び装置の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約によって使用しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

| 種 類 | 会社等の名称     | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容       |                    | 取引の内容          | 取引金額<br>(千円)       | 科 目   | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------|------------------|---------------|-------------------------------|------------|--------------------|----------------|--------------------|-------|--------------|
|     |            |                  |               |                               | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係         |                |                    |       |              |
| 子会社 | 大和薬品工業株式会社 | 98,000           | 医薬品の<br>原薬製造  | 100                           | 有          | 医薬品を製造する当社が購入資金の援助 | 製品等の購入         | 4,438,258          | 買掛金   | 283,407      |
|     |            |                  |               |                               |            |                    | 資金の貸付、返済       | 40,000             | 短期貸付金 | 440,000      |
|     |            |                  |               |                               |            |                    | 資金の貸付<br>資金の返済 | 400,000<br>271,542 | 長期貸付金 | 1,070,148    |

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 原材料、商品及び製品の売買については、一般取引条件を勘案したうえ、取引価格を決定しております。  
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、短期貸付金については極度額を定め、毎月貸付額の見直しを行っており、取引金額は純額表示しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,586円22銭  
(2) 1株当たり当期純利益 172円75銭

(注) 平成27年4月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年7月8日

ダイト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 近 藤 久 晴 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 安 藤 眞 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイト株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年7月8日

ダイト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 近 藤 久 晴 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 安 藤 眞 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイト株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係わる内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に事業の報告を求め、また、重要な子会社へ赴いてその業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月9日

ダイト株式会社 監査役会  
常勤監査役 津田 道夫 ㊟  
社外監査役 堀 仁志 ㊟  
社外監査役 山本 一三 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の改正会社法によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るために、監査等委員会設置会社へと移行したく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法では責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、変更条文のみ記載しております。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第3条（条文省略）<br>第4条（機関）<br>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1)取締役会<br>(2)監査役<br>(3)監査役会<br>(4)会計監査人<br>第5条（条文省略） | 第1章 総 則<br>第1条～第3条（現行どおり）<br>第4条（機関）<br>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1)取締役会<br>(2)監査等委員会<br>(削除)<br>(3)会計監査人<br>第5条（現行どおり） |
| 第2章 株 式<br>第6条～第10条（条文省略）                                                                                                 | 第2章 株 式<br>第6条～第10条（現行どおり）                                                                                                  |
| 第3章 株主総会<br>第11条～第17条（条文省略）                                                                                               | 第3章 株主総会<br>第11条～第17条（現行どおり）                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第19条（選任方法）</p> <p>1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. （条文省略）</p> <p>3. （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第20条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（取締役の員数）</p> <p><u>1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第19条（選任方法）</p> <p>1. 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とは、区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第20条（任期）</p> <p><u>1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. （条文省略）</p> <p>3. （条文省略）</p> <p>第22条（条文省略）</p> <p>第23条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>第22条（現行どおり）</p> <p>第23条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第24条（重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条（条文省略）</p> <p>第25条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>第27条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条（<u>社外</u>取締役との責任限定契約）</p> <p>当会社は、<u>社外</u>取締役との間で、当該<u>社外</u>取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> | <p>第25条（現行どおり）</p> <p>第26条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>第28条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とは、区別して定める。</u></p> <p>第29条（取締役との責任限定契約）</p> <p>当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                    | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>第 5 章 監査役および監査役会</u>                                                    | (削除)  |
| <u>第 2 9 条 (監査役の員数)</u>                                                    | (削除)  |
| <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>                                                   |       |
| <u>第 3 0 条 (選任方法)</u>                                                      |       |
| <u>1. 監査役は、株主総会において選任する。</u>                                               | (削除)  |
| <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> |       |
| <u>第 3 1 条 (任期)</u>                                                        |       |
| <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>            | (削除)  |
| <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>          |       |
| <u>第 3 2 条 (常勤の監査役)</u>                                                    |       |
| <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>                                          | (削除)  |
| <u>第 3 3 条 (監査役会の招集通知)</u>                                                 |       |
| <u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> | (削除)  |
| <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>                       |       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                      | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>第34条（監査役会の決議方法）</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                         | (削除)  |
| <p><u>第35条（監査役会の議事録）</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>            | (削除)  |
| <p><u>第36条（監査役会規程）</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                       | (削除)  |
| <p><u>第37条（報酬等）</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                               | (削除)  |
| <p><u>第38条（社外監査役との責任限定契約）</u></p> <p><u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | (削除)  |



## 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、取締役全員（4名）は、定款変更の効力が生じた時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | ならい よしひろ<br>奈良井 佳 洋<br>(昭和19年7月18日生)   | 昭和43年4月 武田薬品工業株式会社 入社<br>平成11年6月 同社 取締役経営企画部長<br>平成13年6月 同社 常務取締役医薬国際本<br>部長<br>平成15年6月 日本製薬株式会社 代表取締<br>役社長<br>平成19年6月 同社 代表取締役社長退任<br>平成24年8月 当社 取締役<br>平成25年4月 当社 代表取締役会長<br>(現任)                            | 15,500株           |
| 2          | おおつが やすのぶ<br>大津賀 保 信<br>(昭和25年10月30日生) | 昭和50年3月 当社(旧 大東交易株式会<br>社)入社<br>昭和59年6月 当社 営業企画部長<br>昭和61年7月 当社 取締役<br>平成17年6月 当社 常務取締役<br>平成19年8月 当社 取締役専務執行役員<br>管理本部長<br>平成22年6月 当社 取締役専務執行役員<br>経営企画室長<br>平成23年8月 当社 代表取締役副社長<br>平成24年8月 当社 代表取締役社長<br>(現任) | 315,269株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | かとう ひでゆき<br>加 藤 英 之<br>( 昭 和 22 年 1 月 26 日 生 ) | 昭和46年4月 当社（旧 大東交易株式会<br>社）入社<br>平成11年9月 当社 原料薬品部長<br>平成13年9月 当社 取締役原薬本部副本部<br>長兼原料薬品部長<br>平成14年1月 当社 取締役原薬本部長兼原<br>料薬品部長<br>平成18年8月 当社 執行役員原薬本部長<br>平成19年8月 当社 常務執行役員原薬本部<br>長<br>平成23年8月 当社 取締役専務執行役員原<br>薬本部長<br>平成25年4月 当社 取締役専務執行役員営<br>業統括（現任）                                                                                                   | 32,890株           |
| 4          | きくた じゅんいち<br>菊 田 潤 一<br>( 昭 和 25 年 2 月 6 日 生 ) | 昭和49年4月 武田薬品工業株式会社 入社<br>平成15年10月 同社 製薬本部製剤技術研究<br>所長<br>平成19年9月 同社 製薬本部CMC研究セ<br>ンター所長<br>平成22年3月 当社 入社<br>平成22年8月 当社 執行役員研究開発本部<br>長<br>平成24年8月 当社 取締役常務執行役員研<br>究開発本部長<br>平成25年8月 当社 取締役専務執行役員生<br>産本部・信頼性保証本部管掌<br>兼研究開発本部長<br>平成25年10月 当社 取締役専務執行役員生<br>産本部・信頼性保証本部・特<br>命事項統括兼研究開発本部長<br>平成26年8月 当社 取締役専務執行役員生<br>産本部・信頼性保証本部統括<br>兼研究開発本部長（現任） | 7,160株            |

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、監査役全員（3名）は、定款変更の効力が生じた時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | つ だ みちお<br>津 田 道 夫<br>(昭和23年2月4日生)     | 昭和46年4月 当社(旧 大東交易株式会社)入社<br>平成11年9月 当社 財務部長<br>平成15年8月 当社 取締役管理本部長<br>平成19年8月 当社 取締役執行役員経営企画室長<br>平成22年6月 当社 取締役執行役員管理本部長<br>平成23年8月 当社 常勤監査役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>大和薬品工業株式会社 監査役 | 34,534株    |
| 2         | ほり ひとし<br>堀 仁 志<br>(昭和28年7月27日生)       | 昭和57年8月 公認会計士登録<br>昭和60年9月 税理士登録<br>平成11年2月 当社 社外監査役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>堀税理士法人代表社員<br>日医工株式会社 社外監査役                                                                             | 16,445株    |
| 3         | やまもと いちぞう<br>山 本 一 三<br>(昭和31年11月14日生) | 平成3年4月 弁護士登録(富山県弁護士会)<br>平成8年4月 山本一三法律事務所開設<br>平成24年8月 当社 社外監査役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>山本一三法律事務所 所長<br>株式会社リッachel 社外監査役                                                            | -株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堀仁志氏及び山本一三氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の選任理由について
- (1) 堀仁志氏を社外取締役とした理由は、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務及び会計に専門的知見を有しており、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 山本一三氏を社外取締役とした理由は、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、堀仁志氏、山本一三氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各候補者との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。
- 当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。
5. 堀仁志氏及び山本一三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員 conditions を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ておりますが、両氏の選任が承認された場合、引続き独立役員として届け出る予定です。

#### 第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額については、平成24年8月28日開催の第70回定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額4億円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役は4名ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は4名となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、平成24年8月28日開催の第70回定時株主総会において、年額7千万円以内と決議いただいております。

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の監査役の報酬額に関する定めにて代えて、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額7千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は3名ですが、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：富山市桜木町10番10号  
富山第一ホテル 3階 白鳳の間  
TEL (076) 442-4411



交通 ◎電車：JR富山駅南口より徒歩約10分  
◎お車：北陸自動車道「富山IC」を降りて約15分  
◎空港：富山空港からお車をご利用の場合約20分

お願い 会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

